和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業実施要領

1. 事業の主旨

この要領は、和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業の円滑な実施に関し、和 歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業補助金交付要綱 (以下、「要綱」という。) に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2. 対象建築物

要綱第2条第1号に掲げる対象建築物の具体の条件は次のとおりとします。

- 1) 交付申請前に、所管行政庁(和歌山県または和歌山市)へ耐震診断義務付け対象であることの確認が必要です。
- 2) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの。
- 3) 建築基準法令に違反していないもの(耐震関係規定以外の建築基準法令の違反がある場合は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。)。
- 4) 耐震補強設計、耐震改修工事及び建替え等の補助対象は、耐震診断の結果、倒壊 の危険性があると判断されたもの(現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさな いと判断されたものに限られます。)。
- 5) 耐震補強設計及び耐震改修工事の補助対象は、耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となるもの。

3. 補助対象となる経費

1) 耐震診断

補助金交付の対象となる経費の範囲は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年1月25日 国土交通省告示第184号以下、「技術上の指針」という。)」に基づき実施する対象建築物の耐震診断に要する費用です。

①補助対象となる経費(補助金交付決定日以降の耐震診断に要する費用)

- ・現地調査費(図面照合調査、コンクリート強度調査、鉄筋腐食度調査等)
- ・地盤調査や建築物に附属する擁壁の耐震診断に要する費用
- 構造計算、構造図面復元等に要する費用
- ・耐震判定委員会等の第三者機関による評価に要する費用

2) 耐震補強設計

補助金交付の対象となる経費の範囲は、対象建築物の補強設計に要する費用であり、 以下に示すもの等が該当します。

①補助対象となる経費(補助金交付決定日以降の耐震補強設計に要する費用)

•調查設計計画費

- 基本設計費
- 実施設計費
- ・耐震判定委員会等の第三者機関による安全性の確認に要する費用
- 注) 耐震補強設計において、補助対象外の設計を同時に行う場合は、耐震補強設計 に係る部分のみの内訳を提出してください。

②補助対象とならない経費

- ・耐震診断、耐震改修工事に係る費用(当該費用は別途申請してください。)
- 広告費
- ・補償費(移転費、仮住居借り上げ費等)
- 附帯事務費

3) 耐震改修工事

補助金交付の対象となる経費の範囲は、対象建築物の耐震改修工事に要する費用であり、以下に示すもの等が該当します。

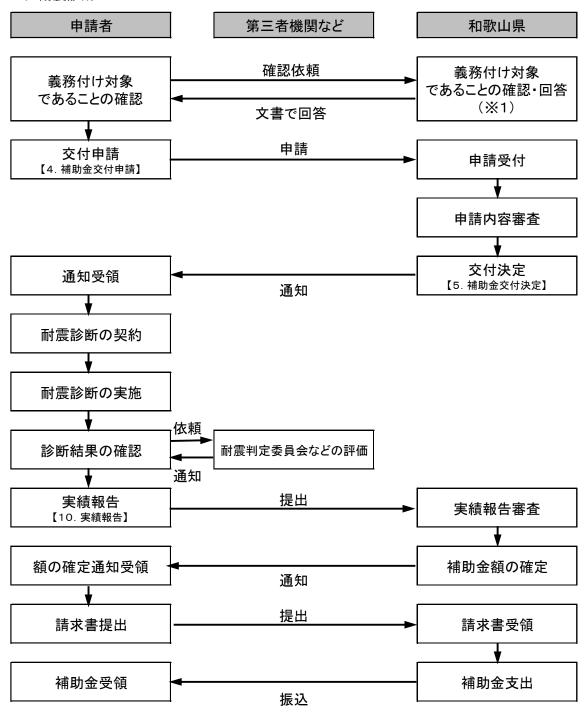
- ①補助対象となる経費(補助金交付決定日以降の建設工事における耐震改修に要する費用に限る。)
 - 1. 建設工事費
 - ・既存建築物の耐震性能を向上させるために要する費用
 - ・耐震性能の向上に寄与する工事等に起因して発生する工事に要する費用
 - · 間接工事費(共通仮設費、現場管理費)、諸経費等
 - 注) 修繕改修工事など補助対象外の改修工事を同時に行う場合は、耐震改修工事 に係る部分のみの内訳を提出してください。なお、明確に分けることのでき ない費用につきましては、それぞれの工事費率で按分することができます。
 - 2. 工事監理費

②補助対象とならない経費

- ・耐震診断、耐震補強設計に係る費用※
- ・耐震判定委員会等の第三者機関による安全性の確認に要する費用※
- 広告費
- ・補償費(移転費、仮住居借り上げ費等)
- · 仮設建築物建設費
- 附帯事務費
- ※当該費用については、別途申請してください。

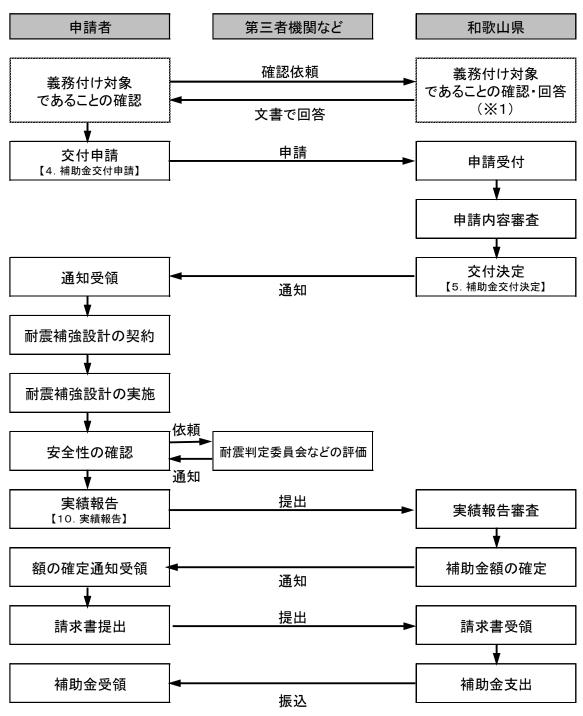
4. 手続きの流れ

1) 耐震診断



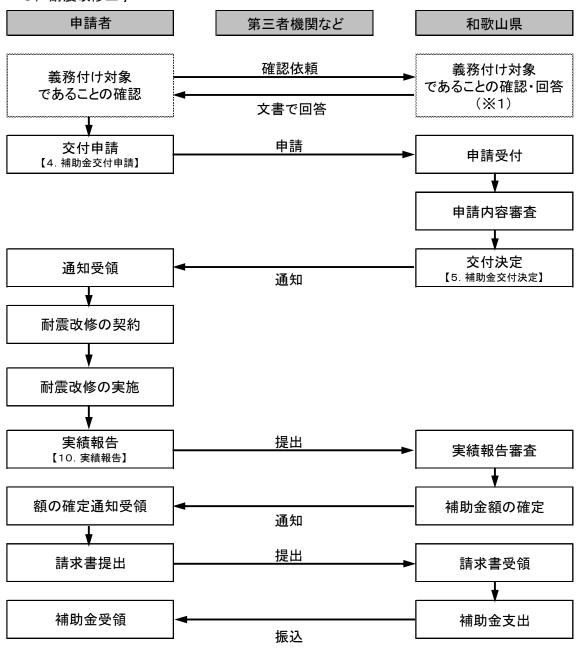
※1和歌山市内に所在する建築物については、和歌山市が義務付け対象であるかを確認。

2) 耐震補強設計



※1和歌山市内に所在する建築物については、和歌山市が義務付け対象であるかを確認。 耐震診断時に確認・回答を得ている場合は不要です。

3) 耐震改修工事



※1和歌山市内に所在する建築物については、和歌山市が義務付け対象であるかを確認。 耐震診断時又は耐震補強設計時に確認・回答を得ている場合は不要です。

4) 交付申請の受付期間

令和8年2月28日まで

ただし、年度毎の交付申請の受付は2月末までとする。

5. 補助金交付申請

1)補助金交付申請の方法

補助金の交付申請者は、申請受付期間中に、次の手続きに従って「2 補助金交付申請の提出書類」に示す書類をファイルに綴じて、県に提出してください(ファイルの作成方法等につきましては、別添3「ファイルの綴じ方について」をご参照ください。)。

提出書類に不足がある場合は、交付決定を行わず、その旨を申請者に連絡します。 また、提出書類の内容が要件に適合していないと認められた場合又は提出された書 類に改ざん等不正行為が認められた場合は、交付決定を受けることはできません。こ の場合は、その旨を申請者に連絡し、申請書類については返却します。

2)補助金交付申請の提出書類

補助金の交付申請者は、以下の書類を全て作成し、ファイルに綴じてください。当 該ファイル1部を県に提出してください。

【提出書類:耐震診断】

- ① 補助金等交付申請書
- ② 所管行政庁が交付した「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の写し
- ③ (変更) 事業計画書 耐震診断【別記第1号様式(その1)】
- ④ 耐震診断費用の見積書の写し(申請額の積算内訳が分かる書類)
- ⑤ 区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震診断実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの(総会議事録・同意書等)
- ⑥ 建物の登記事項証明書 (所有者の住所・氏名等を証明できる書類)
- ⑦ 付近見取り図
- ⑧ 配置図、平面図、断面図
- ⑨ 建物外観写真(対象建築物がわかるもの)
- ⑩ 債権・債務者登録申出書

【提出書類:耐震補強設計】

- ① 補助金等交付申請書
- ② 所管行政庁が交付した「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物

であることの確認書」の写し※

- ③ (変更) 事業計画書 耐震補強設計【別記第1号様式(その2)】
- ④ 耐震診断書の写し(別添1参照)※
- ⑤ 耐震補強設計費用の見積書の写し(申請額の積算内訳のわかる書類)
- ⑥ 区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震補強設計の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの(総会議事録・同意書等)
- ⑦ 建物の登記事項証明書(所有者の住所・氏名等を証明できる書類)※
- ⑧ 付近見取り図 ※
- ⑨ 建物外観写真(対象建築物がわかるもの)※
- ⑩ 債権・債務者登録申出書※
- ※ ②④⑦⑧⑨⑩の書面等については、耐震診断時に本補助制度を利用している場合、耐 震診断に係る「補助金交付決定通知書」の写しを提出することにより、それぞれの書 面等を省略することができます。

【提出書類:耐震改修工事】

- ① 補助金等交付申請書
- ② 所管行政庁が交付した「改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書」の写し※
- ③ (変更) 事業計画書 耐震改修工事・建替え等【別記第1号様式(その3)】
- ④ 耐震診断書の写し(別添1参照) ※
- ⑤ 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類及び 添付図書(別添2参照)
- ⑥ 耐震改修工事費用の見積書の写し(申請額の積算内訳のわかる書類)
- ⑦ 区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震改修の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの(総会議事録・同意書等)
- ⑧ 建物の登記事項証明書(所有者の住所・氏名等を証明できる書類) ※
- ⑨ 付近見取り図 ※
- ⑩ 建物外観写真(対象建築物がわかるもの)※
- ① 債権·債務者登録申出書※
- ※ ②④®⑨⑩⑪の書面等については、耐震診断時又は耐震補強設計時に本補助制度を利用している場合、耐震診断又は耐震補強設計に係る「補助金交付決定通知書」の写し を提出することにより、それぞれの書面等を省略することができます。

注1)補助事業は、申請した年度中に事業着手し、原則として当該年度中に完了する事業 を対象としており、事業期間は、交付決定後から当該年度末までとなります。

個別の事情により、上記期間を超えて事業を実施することが判明した場合には、速 やかに県に相談してください。

なお、当初から複数年度にわたることが確実な事業については、初年度に事業全体の設計について承認を受けることにより、複数年度にわたり事業を行うことができる全体設計承認の手続きが可能ですので、ご相談ください。

注2) 建替えの場合の「⑤耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書」は、確認済証及び既存建築物の配置図、平面図(延べ面積のわかるもの)、断面図(階数がわかるもの)を提出してください。

(記入上の注意)

- ※補助金交付申請書等は、必ず県ホームページからダウンロードした指定の様式とし、 黒色ボールペン等で楷書にて記入したもの又は印字したものを使用してください。県 指定以外の様式(独自に作成されたもの等)、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、 FAXで申請されたものは、受け付けることができません。
- ※申請日は、申請者が県に提出または発送する日を記入してください。 記入された申請日と提出書類の到着日が理由なく大幅に異なる場合は、申請を受け付けることができません。
- ※補助金交付申請書等は、千円単位で作成してください(各費目の積算時の端数処理は、 千円単位、千円未満切り捨て としてください。)。

3)申請者及び申請単位について

交付申請については、原則、1申請1棟として行ってください。ただし、1敷地に複数棟建築物が存在し、複数棟あわせて診断を実施する(複数棟まとめて契約する)場合等においては、1申請で複数棟の申請が可能です。

対象建築物の所有者(国、地方公共団体等を除く。)が申請者となります。ただし、申請者は、交付申請等の申請書類を作成するにあたり、法令に反しない限りにおいて、他の者(建築物の管理者等)に対して、その手続きの代行を依頼することができます(県からの通知書類の送付等は、原則として、申請者本人あてとなります。)。

なお、関係権利者が複数いる場合は、耐震診断、耐震補強設計及び耐震改修工事(以下、「耐震診断等」という。)の実施について、関係権利者間で承認されていることを示す書類(「2 補助金交付申請の提出書類」)の提出が必要となります。この場合、当該承認が区分所有法等の法定要件を満たしていることが必要です。

4) 補助金交付申請と事業の着手の関係

事業の着手(耐震診断等の契約の締結)は、「5.補助金の交付決定」に示す「補助金交付決定通知書」の受理後に行ってください。

6. 補助金交付決定

受付した提出書類については審査を行い、申請者に対して速やかに「補助金交付決定 通知書」(交付決定金額等が記載されたもの)を県より送付します<u>(耐震診断の「補助金交付決定通知書」は、耐震補強設計及び耐震改修工事の交付申請の際、その写しをもって提出書類の一部に代用できることとなりますので、大切に保管してください。)。</u>なお、受付後の提出書類の返却はいたしません。

この通知書は、あくまでも申請者が適正に事業を完了した場合に補助金が交付される ということをお知らせするものであって、「11.2 実績報告の提出書類」に示す提出 書類を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備することとなります。

7. 補助事業実施にあたっての経理処理

1)補助事業の適正な実施

当該補助事業の経費計上については、基本原則となる次の項目を遵守して、適正な経理処理を心がけてください。

《当該補助事業の経理処理原則》

- i 経費計上は、当該事業に直接必要なものに限ります。
- ii 事業目的に合致しないものはもちろんのこと、事業に直接使用したことが特定できない事務用品等も計上できません。
- iii 当該事業費は、他の事業費と混同して使用しないでください。補助対象となった事業がどの部分であるか、明示できるよう経理を明確にしてください。
- ※上記のほか、法令・社内規程等に即した適正な処理を心がけてください。
- ※支出内容を証明する書類として、補助事業者の経理処理において通常使用している発注、納品、検収、請求、支払を確認できる書類を保管してください。

2) 消費税の処理

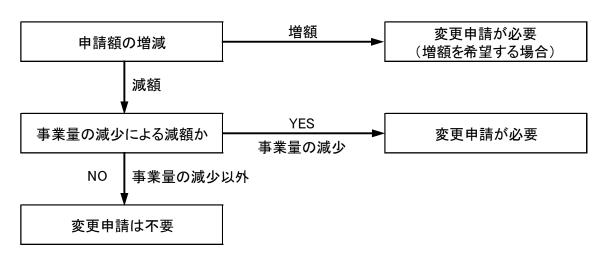
耐震診断等事業に係る消費税相当額が、仕入税額控除の対象となる場合には、当該消費税相当額は補助経費の対象とはなりませんのでご注意ください。交付申請時において、本事業に係る消費税相当額が仕入税額控除の対象となることが明らかな場合は、補助対象事業費から消費税相当分を除いた額で補助申請額を算出してください。また、交付申請時に明らかでない場合は、本事業に係る消費税相当額について、補助対象事業費に含めて補助申請額を算出することができますが、その場合は、当該消費税相当額について仕入税額控除を行わない旨の確認書を提出してください。当該確認書については、参考

として申請様式等において示します。

8. 交付申請額の変更について

1) 交付申請額の変更の方法

補助金交付決定通知書を受け取った申請者(以下、「補助事業者」という。)は、 当該補助事業に要する費用の増減等により、申請額が変更になる場合は、実績報告を 行う前に「3 交付変更承認申請の提出書類」に示す書類を提出してください。申請 の必要の有無は、下記のフローチャートを参照してください。交付決定後の事業内容 の変更に伴う交付決定額を変更する場合は、速やかに県まで必要書類を提出してくだ さい。



当初の予定どおりに事業を実施したもの の、交付決定額よりも低い額で完了が見込 まれる場合は、実績報告で報告していただ きます。

2)変更承認申請の受付期間

令和8年2月28日まで ただし、年度毎の申請の受付は2月末までとする。

3) 交付変更承認申請の提出書類

補助事業者は、「4.2 補助金交付申請の提出書類」と同様に、以下の書類を全て 1部作成して県に提出してください。

【提出書類:耐震診断・耐震補強設計・耐震改修工事】

- ① 和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業の変更承認申請書【別記第3号様式】
- ② (変更)事業計画書 耐震診断(耐震補強設計・耐震改修工事) 【別記第1号様式】
- ③ 補助金交付決定通知書(交付決定金額等が記載されたもの)の写し《以下は、記載内容に変更がある場合のみで構いません。》
- ④ 耐震診断(耐震補強設計・耐震改修工事)費用の見積書の写し(申請額の積算内訳が分かる書類)
- ⑤ 区分所有又は共有の建築物等の場合は、耐震診断(耐震補強設計・耐震改修工事) 実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの(総会議事録・同意 書等)
- ⑥ その他、交付申請時より変更のある書類

(記入上の注意)

- ※補助金交付変更申請書等は、必ず県ホームページからダウンロードした指定の様式 とし、黒色ボールペン等で楷書にて記入したもの又は印字したものを使用してくだ さい。県指定以外の様式(独自に作成されたもの等)、汚れたもの、拡大・縮小さ れたもの、FAXで申請されたものは、受け付けることができません。
- ※申請日は、補助事業者が県に提出または発送する日を記入してください。
- ※補助金交付変更申請書等は、千円単位で作成してください(各費目の積算時の端数 処理は、千円単位、千円未満切り捨てとしてください。)。

9. 変更交付決定

受付した提出書類については審査を行い、補助事業者に対して速やかに「補助金交付 決定変更通知書」(交付決定金額等が記載されたもの)を県より送付します。なお、受 付後の提出書類の返却はいたしません。

この通知書は、あくまでも補助事業者が適正に事業を完了した場合に補助金が交付されるということをお知らせするものであって、「11.2 実績報告の提出書類」に示す提出書類を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備することとなります。

10. 事業の中止

1) 事業の中止の方法

補助事業者は、補助金交付決定後にやむを得ない理由により補助対象事業を中止しようとする場合には、速やかに「2 事業の中止の提出書類」に示す書類を県に提出した上で、承認を受けてください。

審査後、補助事業者に対して、「補助金交付決定取消通知書」を通知します。

2) 事業の中止の提出書類

補助事業者は、「和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業の中止(廃止) 承認申請書」【別記第4号様式】を1部作成して県に提出してください。

(記入上の注意)

※中止 (廃止) 承認申請書は、必ず県ホームページからダウンロードした指定の様式とし、黒色ボールペン等で楷書にて記入したもの又は印字したものを使用してください。 県指定以外の様式 (独自に作成されたもの等)、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、 FAXで申請されたものは、受け付けることができません。

※申請日は、補助事業者が県に提出または発送する日を記入してください。

11. 代理請求及び代理受領について

補助事業者は、補助金交付の申請をするにあたり、その請求及び受領を耐震診断を行った技術者が所属する建築士事務所、耐震補強設計を行った技術士が所属する建築士事務所及び耐震改修工事を行った施工業者に委任できるものとします。この場合、代理請求及び代理受領予定届出書(様式第1号)を提出するものとします。

12. 実績報告

1) 実績報告の方法

補助事業者は、<u>耐震診断事業の完了後</u>において、遅滞なく「2 実績報告の提出書類」 に示す書類を県に提出してください。

県において、交付決定の内容とそれに附した条件通りに行われたかどうか実績報告書を審査した上で、正式に当該補助金の額を確定し、補助事業者に「額の確定通知書」を送付するとともに、補助金の支払いの手続きを行います。

2) 実績報告の提出書類

補助事業者は、以下の書類を1部作成し、ファイルに綴じて県に提出してください。

【提出書類:耐震診断】

- ① 補助事業等実績報告書
- ② 対象建築物の事業実施報告書 耐震診断【別記様式第6号】 (その1)
- ③ 耐震診断結果報告書 耐震診断【別記様式第7号】 (その1)
- ④ 耐震診断書の写し(別添1参照)
- ⑤ 耐震判定員会等の第三者機関による評価書
- ⑥ 補助金交付決定通知書又は補助金交付決定変更通知書の写し
- ⑦ 請負契約書の写し
- ⑧ 診断実施者からの請求書の写し又は領収書の写し

【提出書類:耐震補強設計】

- ① 補助事業等実績報告書
- ② 対象建築物の事業実施報告書 耐震補強設計【別記様式第6号】(その2)
- ③ 耐震診断結果報告書 耐震補強設計【別記様式第7号】 (その2)
- ④ 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書(別添2参照)
- ⑤ 補助金交付決定通知書又は補助金交付決定変更通知書の写し
- ⑥ 請負契約書の写し
- ⑦ 請負者からの請求書の写し又は領収書の写し

【提出書類:耐震改修工事】

- ① 補助事業等実績報告書
- ② 対象建築物の事業実施報告書 耐震改修工事【別記様式第6号】(その3)
- ③ 建築士による適合確認書 耐震改修工事・建替え等【別記様式第8号】
- ④ 物件の写真等耐震改修工事の実施箇所が特定できる工事写真等※
- (5) 補助金交付決定通知書又は補助金交付決定変更通知書の写し
- ⑥ 請負契約書の写し
- ⑦ 請負者からの請求書の写し又は領収書の写し

※④物件の写真等について

補助対象建築物の外観全景(又はファサード)が分かるような写真を撮り、添付してください。

また、事業の実施事実を確認するにあたり、改修前、改修中、改修後の写真が必要となります。補助対象となっている改修工事が適切に実施されたことが確認できる写真を保管し、報告書にはそれらをまとめ、番号を付けて提出してください。

なお、写真番号と撮った方向を矢印で示した平面図を添付してください。 建替えの場合、建築基準法の規定に基づく検査済証の写しを提出することで足ります。

(記入上の注意)

- ※実績報告書等は、必ず県ホームページからダウンロードした指定の様式とし、黒色ボールペン等で楷書にて記入したもの又は印字したものを使用してください。県指定以外の様式(独自に作成されたもの等)、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、FAXで申請をされたものは、受け付けることができません。
- ※報告日は、補助事業者が県に提出または発送する日を記入してください。記入された報告日と提出書類の到着日が理由なく大幅に異なる場合は、実績報告書を受け付けることができません。
- ※実績報告書等は、千円単位で作成してください(各費目の積算時の端数処理は、<u>千</u>円単位、千円未満切り捨てとしてください。)。

また、交付決定額を超える金額を計上することはできません。

13. 補助金の額の確定及び支払い

県は、提出された実績報告書の内容について、交付決定の内容とそれに附した条件通りに行われたかどうか審査した上で、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に額の確定通知書を送付します。

額の確定通知書の送付後に、交付申請時に指定した補助事業者の口座に補助金が振り込まれます。補助事業者が実際に補助金を受け取るのは、この時点となります。

なお、補助金の支払い時期は、額の確定通知書の送付後おおむね1ヶ月後となる見込みです。

14. 県による審査及び会計検査に伴う資料請求等

県は、補助事業の適正な実施を図るため、必要に応じて補助事業者等に対して関係資料の提出、報告等を求めることができるものとします。

- ※補助事業者は、県が補助事業の内容について関係資料の提出、報告等を求めた場合は、これに協力しなければなりません。
- ※会計検査院の検査対象となった場合は、関係資料の提出等が求められることとなりますので、補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類(経理処理関係書類を含む。)の整理・保存に十分ご留意ください。

15. 留意点

1) 耐震診断を実施する者の資格要件

耐震改修促進法施行規則第5条第1項に規定する者とします。

2) 第三者機関による評価

耐震診断及び耐震補強設計の実績報告にあたり、原則、和歌山県建築物の耐震改修 の促進に関する法律施行細則第3条1号に定める、耐震判定委員会である一般社団法 人和歌山県建築士事務所協会による評価を受けることを条件とします。

3) 取得財産の管理等について

当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

また、補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具の価格が単価50万円以上のものについては、県の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、県の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。

4) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程や交付条件に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・交付決定の取り消し、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第32条までの規 定に準じた罰則
- ・相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと

5) その他

この要領のほか、補助金の交付等に関しては、次の各号等の法令等に従う必要があります。

- 1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- 2)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- 3) 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)
- 4) 和歌山県補助金等交付規則(昭和62年4月1日規則第28号)
- 5) 補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日建設省開発第74号建設事務次官通達)
- 6) 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成20年12月 22日国住総第67号住宅局長通知)

7) その他関連通知等に定めるもの

16. 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、アンケート等の調査の際に利用することがあります。

また、同一の事業に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用 することがあります。

17. 申請書類等の提出先、問い合わせ先

申請書類等の様式は、県ホームページにて掲載しておりますので、ダウンロードして 作成してください。

また、質問・相談は、受付時間内に電話にてお受けいたします。よくあるご質問は、 Q&Aとして回答をまとめ、県ホームページにて掲載いたしますので、事前にご参照 ください。

なお、FAX、電子メールにより質問や相談をされる場合には、①社名等、②所属部署、③氏名(ふりがな)、④連絡先電話番号(受付時間内に連絡可能なもの)、⑤質問や相談の内容を明記してください。この場合も、電話で回答いたします。

※ お預かりしました個人情報につきましては、個人情報保護に関する法令を遵守し、 責任をもって管理いたします。

(申請書類等の送付先・問い合わせ先)

〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北1丁目2-1番地

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課 建築審査班

TEL:073-441-3185(直通) FAX:073-428-2038

受付:月~金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00~17:45

ホームページ http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/index.html

メールアドレス e0808001@pref.wakayama.lg.jp

様式第1号

年 月 日

和歌山県知事 様

 申請者
 住所

 氏名
 印 (実印)

代理請求及び代理受領予定届出書

私は、補助事業を実施するにあたり、補助事業に要した費用から補助金を差し引いた額を下記耐震事業者に支払い、補助金の受領は当該耐震事業者に委任する予定であるため、 和歌山県緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業実施要領第11の規定により、届出します。

記

事	業	内	容	
建	物	名	称	
所	在		地	
事	業		費	
申	請	金	額	

上記権限の委任を受けることを承諾します。

受任者 (耐震事業者)

住 所

名 称

代表者氏名

印

※補助事業者(管理組合の場合は理事長)の印鑑登録証明書を添付すること。

耐震診断の実績報告における提出書類「⑤耐震診断書の写し」について

耐震診断の実績報告における提出書類「⑤耐震診断書の写し」については、耐震診断報告書からの抜粋とし、原則として下記事項が確認できるものとしてください。

記

- 1 表 紙
- 2 目 次
- 3 建築物の概要
- (1) 建物概要

建物名称、所在地、建設年次、階数、延べ面積

(2) 建物図面

配置図、平面図、立面図、断面図、構造図(各階伏図、軸組図、柱・梁・壁・基礎断面リスト等)

(3) 構造概要

上部構造(使用材料、構造種別、架構形式、工法等) 下部構造(使用材料、基礎工法、地盤改良の有無とその工法等)

4 現地調査

地形・地盤等、建築物の経年劣化、被災履歴、主要構造部材、コンクリート強度等

- 5 耐震診断
- (1) 耐震診断の概要

準拠する診断基準と使用するプログラム、耐震性能の検討方針、耐震性の判定方法、 計算条件等

(2) 準備計算

各階重量、外力分布、経年指標、形状指標、コンクリート試験結果等

- (3) 耐震診断結果
- (4) 耐震性能の判定・総合評価(耐震診断者の記名・押印があるもの)

※ 上記以外の書面等については省略できるものとします。

例:電算プログラムに基づく計算書、コンクリート試験報告書添付の写真等

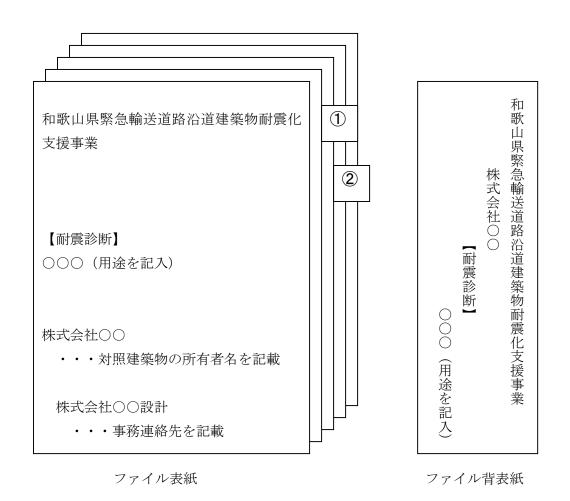
以上

耐震改修工事の補助金交付申請の提出書類における「⑤耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類及び添付図書」について

- 1 「耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類」については、次のいずれかの書類を提出してください。
 - ・耐震判定委員会等の耐震改修計画の判定・評価を得た場合は、その判定・評価書の 写し
 - ・建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認を得た場合はその確認済証の写し
 - ・耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく計画認定を得た場合は、その認定書の写し
 - ・建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定を得た場合は、その認定書の写し
- 2 上記1の「耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となることを確認できる書類」の「添付図書」は、下記の(1)から(3)の図書を提出してください。下記(3)の図面は、A4またはA3に縮小等したものとしてください。
- (1) 改修目標と改修計画の概要 (耐震判定委員会等の耐震改修計画の判定・評価書に添付されている場合は、不要)
- (2) 改修前及び改修計画後の耐震診断結果一覧表(耐震判定委員会等の耐震改修計画の判定・評価書に添付されている場合は、不要)
- (3) 改修計画後の設計図(配置図、平面図、立面図、断面図、各階伏図、軸組図、補強詳細図、改修特記仕様書)
 - ※必要に応じ、改修前の設計図(配置図、平面図、立面図、断面図等)を提出していた だく場合があります。

以上

ファイルの綴じ方について (イメージ)



- ※インデックスはマニュアル記載の提出書類の順番を説明するために記載しています。必ずしも必要ではありません。ただし、複数棟の場合はインデックスで複数棟あることをわかるようにしてください。
- ※実施要領に記載の提出書類を順に綴じてください。